

## 令和2年度 日本薬剤師会 くすり教育研修会に参加して

千葉県学校薬剤師会  
副会長 大野定行

くすり教育研修会が、令和3年1月24日(日) 13:30～16:30の時間にてWeb開催された。

本研修会は学校薬剤師、保健体育教諭、保健主事、養護教諭等を対象に毎年開催されているが、今年はコロナ禍のためWeb開催となり「学校におけるくすり教育の現状と課題」を主テーマに3演題が講演された。

## 基調講演「一般用医薬品等の適正使用に向けて」

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課  
課長補佐 勝山佳菜子氏

はじめに、医薬品の市販後安全対策の概要について述べられた。医薬品の有効性・安全性等の情報の収集・評価には3つの基本的な柱があり、①副作用等報告制度(常に収集)として全ての医薬品について、製薬企業や医師、薬剤師等の医薬関係者から副作用等が疑われる症例を収集し、随時評価する柱。医療関係者の医薬品の副作用報告件数は、2015年医療機関報告数は6129件、2019年は9537件また企業報告数は、51065件から60477件と毎年増加している。②再審査(4～10年後に確認)として、新医薬品について、市販後、使用の成績等の調査を求め、一定期間後(通常8年後)に有効性・安全性を改めて確認する柱。③再評価(必要に応じ確認)として使用経験の長い医薬品について、現在の科学水準に照らして、有効性・安全性等を見直す柱。これら3つの柱から情報の評価・検討を行い、必要な情報を適時・適切に提供(添付文書の改訂指示など)を行っている。

薬剤師として副作用情報の報告や医療現場での適切な注意を実践するなど安全対策の協力をお願いしたいと述べられた。

次に、一般用医薬品等の販売については、とくに濫用等のおそれのある医薬品の販売に注意してほしいと述べられた。医薬品医療機器等法施行規則第十五条の二(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)には当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢の確認(購入者が高校生、中学生等である場合は、その氏名や年齢を確認するとともに使用状況を確認)また適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者は、その理由を確認すると記載されている。当該薬局は確認した事項を勘案し、適正と判断した場合に限り販売等をしてくださいと述べられた。その背景には一般用医薬品の使用による依存が疑われる事例の多くが10代で年々増えていること、「汎用等のおそれのある医薬品」の頻回購入、複数個購入はドラッグストアが主であるとの調査結果から明らかとなっている。

最後に一般用医薬品等については、薬剤師等の専門家が、購入者と積極的にコミュニケーションをとることが重要であると述べられた。

## 「学校薬剤師が行う健康教育」

東京薬科大学 薬学部 社会薬学研究室  
教授 北垣邦彦氏

地域に根差した薬局の認知の向上には薬剤師の地域貢献が必要である。その一つとして学校薬剤師活動がある。学校薬剤師は学校環境衛生への関与だけでなく、学校保健への取り組み、とくに薬剤師の専門的知見を活かした医薬品に関する適切な知識の修得、薬物乱用防止教育などへ更なる貢献が期待されている。

学校における健康（保健）教育の目標は 1. 知識及び技能に関する目標 2. 思考力、判断力、表現力等に関する目標 3. 人間性等に関する目標 の 3 つある。「薬物乱用防止」を例にあげると 1 は薬物乱用防止教室で薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動で、具体的なメッセージの伝達に重点 2 は薬物乱用防止教育として発達段階に応じ継続的かつ総合的な教育、指導や支援が不可欠となる。特に自ら考え実践できるようになることは、友達同士や教職員とのふれあいの中で時間をかけて生まれ、意識改革・行動変容を促す。3 ではその結果、子どもは生涯にわたって乱用薬物に関わらないようになる。またそのための知識、能力、資質を身に着けるようになる。

学校薬剤師としては薬物乱用防止教室を通して、子どもたちを変えるきっかけづくりに繋がっていきけるように努めることは大切である。また、小・中・高と発達段階に合わせた内容の検討が必要となるが通常、大人数（学年、学校全体等）で単発なため、多くを望みすぎないことが肝心である。

究極のくすり教育とは、健康に関する相談は、地域の薬局、薬剤師にしようと思う国民の育成にあると述べられた。

#### 薬物（乱用防止）教育へのアプローチ

##### 「大麻について」

日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事 木全勝彦氏

中学校及び高等学校での学習指導要領では、「薬物乱用」と「医薬品」は別項目で記載されている。これは、薬物乱用：健康を損なう原因 医薬品：疾病からの回復や悪化の防止であるにもかかわらず、両者が深く関連性があるように受け止められ、誤解を招く可能性があることから、医薬品と違法薬物の違いを明確にするため、異なった内容として位置づけられた。薬物乱用防止教育の成果として、「薬物は絶対使うべきではない」と考える児童生徒数の割合の増

加など一定の成果が得られているといわれている。

しかしながら、令和元年度の 1 年間に大麻所持などで、全国で検挙されたのは 4321 人、6 年連続で過去最多を更新し、半数以上が 20 代以下の若者が占めているのが現状である。

麻薬五法の中で平成 4 年 7 月 1 日施行の麻薬特例法は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律のことで、全ての違法薬物の取り締まりを補完するために作られた。これにより、大麻が手元になくても売買にかかわったら違法となる、また大麻の使用を煽ったら違法となる。SNS に薬物使用を煽る投稿をした男女が麻薬特例法で逮捕の報道もあった。

薬物乱用防止を含め、子どもたちに系統的な医薬品を含めた薬物教育で正しい知識を教えることが、薬剤師の役割であると述べられた。

この研修会の対象は、学校薬剤師以外の先生等に「くすりの正しい使い方」をしっかりと理解してもらいたくて、始めた研修会である。例年は参加者の多くが学校薬剤師だったが、今回は Web 研修のためか、学校関係者が多く参加されていた（学校関係者無料）。

「くすり教育」について学校関係者の理解が得られたのではないと思う。私にとっては一般用医薬品や大麻についてなどについて改めて見直すことができ、有意義な研修会であった。